

一九七七年十一月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポル幡ヶ谷九〇四 電話(03)37714649 FAX(03)29915367
振替 東京0158431 労金 東京労金本店No.50234

購読料 月額400円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

連合に矛盾、左派の結集を……………2

社会党大会、議論と決定……………3

——社会党第五回大会の報告——
「連合」元年の春闘を問う……………7

——JC追随では管理春闘突破は不可能——
標的は果たして「言論の自由」か 井原 東洋……………10

清算事業団、三月三十一日の攻防……………13

——大量不当解雇は絶対に許さない——
東京地評「再生」へ臨時大会開く……………15

◇ソ連・東欧問題を考える(二)◇
ゆれ動く東欧、現状をみる……………16

連合による社会党ジャックは失敗の運命に……………19

——チャールズ一世の処刑(二)——……………24

誌代値上げのおねがい……………24

旬刊 社会通信

NO. 436

一九九〇年五月一日

一九九〇年五月一日発行
(毎月一日・十一日・二十日三回発行)

■ 巻頭言 ■

連合に矛盾、左派の結集を

昨年十一月二十一日に三十九年の歴史を閉じた総評に代わって、新「連合」が日本の労働運動の「主流」として発足しました。この十年がかりの階級的労働運動の抹殺を意図した総評解体によって、何がもたらされたのか。

国鉄清算事業団闘争は四月を超え、新たな段階に入りました。新「連合」幹部は、都市交委員長の問題提起にかかわらず、国労への敵意をむき出しにし、「連合の統一を守る」とが大切」と、国労への支援を拒否した。ここに「連合」路線の姿があります。国鉄清算事業問題はたんに国労だけの問題ではなく、突然死、長時間労働、労働強化による労働災害等「生命と権利」を守る労働組合、労働者すべてに共通する課題です。さらに地労委の救済命令が実行に移されないことは、日本の民主主義の問題でもあります。

「連合」が発足してわずか半年。連合の矛盾も顕在化しています。第一に清算事業団問題に示されたように、会社と一体となって労働者の権利を奪いとるかのような体質。第二に教育問題で問われるだろう日の丸、君が代、教育指導要領。第三に旧JICと旧総評の政治路線をめぐる問題。第四に九〇春闘でJICと私鉄との間にみられた資本と闘う姿勢といった諸問題です。

このように「連合」内の矛盾がはやくもあらわになったとき、私たちににとって必要なことは、まともな労働組合運動を追求し横に拡めていく努力です。連合傘下の組合でも職場の仲間たちは国労への支援、連帯に熱心です。兵庫一区の岡崎さんの当選は、このような意味からいくら高く評価してもしすぎることはありません。

そのために、全力をあげなければならないことは、労戦問題で分析させられた左派勢力の再結集を図ることです。ある自治労の仲間は国鉄清算事業団支援のストライキをおこないました。日教組の仲間たちは臨時大会で修正案を提出、大会「受け入れ」となりました。職場、地域段階での支援、連帯行動は枚挙に暇がありません。この行動を組織し、上部機関に反映することです。

こうした行動の上に私たちは、労戦問題を総括しなければならぬと思います。なぜ、総評が解体させられるまでに到ったのか。敵のねらいややり口はどうだったか。私たちの弱さや不十分さはどこにあったか、明らかにしなければなりません。

以上の点に当たって、先にふれた左派の再結集ですが、当面社会党左派の統一と団結思想面においても実践面においても）を単産、地域を超えて図っていかなければならないと思います。

その一つとして、具体的な運動課題で意思統一していく必要があるでしょう。反戦・平和闘争・反合理化闘争・反行革闘争・青年の共闘運動などで精一杯たたかうとともに企業を超えて共闘・連帯していくことであり、当面する国鉄闘争にしっかりと連帯していくことが求められています。

「連合」下で今まで培ってきた総評運動がズタズタになっているので、再度原点に帰って運動を積み上げていくことを真剣になっていくときです。とともに、日本労働運動の右傾化と同時に進められている社会党の右傾化（社会主義路線の放棄）に対してもきちんと対決していく理論と実践の統一も求められています。

以上言葉足らずですが、全国の同志諸兄に訴えたいと思います。

(赤)

社会党大会、議論と決定

——社会党第五五回大会の報告——

一、はじめに

社会党の大会が四月三、四、五の三日間にわたって開かれた。この大会に提案された主な議案は、①一般党務報告、②九〇年度運動方針、③規約改正に関する件、④「新しい政治」への挑戦、⑤九一年統一自治体選挙・九二年参院選選挙方針などであった。

多くの新聞はこんどの大会は低調であったように書いている。たしかに第一日目の一般党務報告に対して質問・意見を述べたのは例年の半分の八名にすぎず、発言の内容も杜青同の鋭い指摘を除けば、その他はあまり人の心に訴えるようなものではなかった。執行部の答弁も経過的な説明が中心で内容の乏しいものであったといわざるを得ない。そして会議は午後四時に終った。これも異例のことである。このような意味で、第一日目は低調であったといわれても仕方ないであろう。

しかし第二日目は、三つの小委員会（運動方針、組織・機関紙・財政、政策）に分れて、テーマごとに活発な討論が行なわれた。これらの討論を通じて、後述の一部を除いて、提案された議案はすべて承認・決定されたが、決定されたものの中には、今後党内論議を深めなければならぬものもある。以下、主な問題について、代議員の意見、執行部の見解・方針を紹介することとしたい。

一、党規約の改正問題について

党規約改正の件は運動方針小委員会の冒頭で審議されたので、はじめにこの問題を取り上げることにする。

社会党は八八年二月の第五三回大会で規約の一部改正を行なったが、その際合わせて、「新宣言の決定に基づく規約の改正、組織改革に基づく整合性ある規約改正などについては、別に『規約改正検討委員会』を設け、慎重に検討し決定する」ことを決めていた。ところが昨年七月の与野党逆転の参院選後、社会党の規約に対する攻撃が外部から強まってきたのである。そのはじめは昨年八月一八日の社会党・伊藤茂政審会長と関西経済同友会との懇談会の席においてであった。その際関西経済同友会の幹部は伊藤氏に対して、「党の公的文書には社会主義革命を目指す言葉が残っている」（「朝日」八九年八月一九日）と囁いている。それから三日後（八月二一日）には、日経連の鈴木永二会長が日経連経営・トップセミナーの基調講演の中で、「社会党綱領にはあくまで社会主義革命達成をうたっている。衣の下にヨロイを着ているのは明白だ」と攻撃した。また自民党は一月二〇日に発表した二月総選挙の公約の中で、体制選択論を強調し、社会党の規約に「社会主義革命を達成し」という表現があることを引用し、社会党との対決姿勢を強調した。そしてその翌日には、安倍晋太郎氏が「社会党は党の綱領を改正すべきだ」（「読売」一月二二日）という内政干渉的発言を行なっている。さらに二月二日の五党首討論会で海部総裁がこの件を取り上げたが、それに対して土井委員長は規約改正の方向を示した。また山口書記長も総選挙中に四月の党大会で規約改正を提案・処理したいと述べた（「読売」一月二四日）。社会党本部の「規約改正検討委員会」はもともと今年の大会に改正案を提案し、一年間下

部討議に付し、来年の大会で決定したいという方向で作業を進めていたが、自民党と財界の攻撃に押し切られる形で、今年の大会で決着を求められることになったのである。

中央執行委員会が提案した規約改正案の要点は、規約前文の「平和的、民主的に、社会主義革命を達成し」という部分を削除し、新たに「私たちは、社会主義の最も民主的な姿である社会民主主義を選択する」という文章を付加するということであった。この改正案に対しては九名の代議員が反対意見を述べ、激しい討論が行なわれた。反対意見は要旨次のとおりであった。

①人間解放のための最も基本的な問題は生産手段の社会的所有を実現し、労働力の商品化・搾取を廃絶することである。そのためには社会主義革命が必要だ。②西欧の社会民主主義の政党は資本主義体制・独占の支配を認めているではないか。③社会民主主義は社会主義体制の実現を放棄するものではないのか。④社会民主主義は社会主義体制なのか、それに至るプロセスなのか。プロセスとして位置づけるべきではないか。⑤社会民主主義の概念を示せ。⑥一年間下部討議に付し、党内民主主義を保障せよ。⑦「資本主義を克服することによって」という文章を補強し、社会民主主義が資本主義でないことを明確にせよ。以上のような反対意見に対して、山口書記長は次のように答えた。

①社会党の新宣言の冒頭には、人間解放のためには「搾取、差別、疎外、環境破壊、抑圧、侵略、戦争など一切の非人間的なあり方を、人間社会から除去しなければならぬ。この人間解放をめざして一步一步改革を進め、社会の質的変革を実現していくことが社会主義である」と謳われている。また、新宣言では議会制民主主義を通じて社会主義を実現するとしており、経済的には計画と市場経済である。このような新宣言を集約した姿が社会民主主義である。②どこか他の国をモデルにするものではない。③社会民主主義は資本主義か社会主義かという質問があるが、それは最も民主的な社会主義である。④土井委員長も私も国民に約束しているのでこの大会で決めてもらいたい。⑤社会民主主義の概念、課題については、それをどう表現していくかを含めて理論センターで検討し、豊富化する。また理論センターの川崎所長は、「社会主義インターナショナルの原則に関する宣言」(八九年六月採択・以下「原則宣言」という)を読み上げ、それが資本からの解放を謳っていることを強調した。このような討論の後、規約改正案は拍手多数で承認されたが、今後基本的な多くの問題を残しているといわなければならない。

西ヨーロッパのいわゆる社会民主主義の諸政党は、地球環境の保全、平和、軍縮、社会・政治・経済の諸改革などについて保守党よりはるかに進歩的な理念と政策を掲げている。また、労働者の権利、社会、経済状態等の改善についても一定の成果をあげていることは事実である。日本における労働者・勤労者の政治、経済、社会の全面にわたる民主主義闘争にとって、これらの経験が参考になることはいうまでもない。しかしこれらの諸政党が結集している社会主義センターの「原則宣言」は、「生産手段の所有者もしくは政治権力者への依存からの解放を要求する」とは述べているが、他方では経済システムとしては資本家的企業の存在を前提とする混合経済体制を追求している。そして搾取、疎外を除去するという思想はもっていない。したがってこれらの諸政党は社会主義社会体制を目指しているとはいえないのである。

真に人間が解放され搾取と疎外のない社会主義社会をつくるためには多くのことが必要であるが、最も基本的な不可欠の条件は、時間がかかるとしても最終的には生産手段の社会的所有を実現することである。そしてそれを前提として、労働者・勤労者が、国の政治、

経済、生産と分配について主体的、自主的に参加し、全体の民主主義的総意に基づいてこれらを管理し運営することである。こうした社会主義社会をつくるためには、労働者・労働者を中心国民の多数に支持される社会主義政権が必要であることはいうまでもない。

このような観点からみると、社会党の新宣言も、人間解放を謳い、搾取と疎外の除去を強調しているが、他方では経済体制の中に私的企業存在を認めている。これでは労働力の商品化・搾取・疎外はなくなり、真の人間解放を実現することは不可能である。したがって、新宣言は「現代日本の社会主義の課題を、日常の運動と日本社会党の政権によって実現し」と書いているが、この政権も本来の意味での社会主義政権とみることはできないであろう。

現在、ソ連、東欧で改革が進められきわめて複雑な過程を辿りつつある。そこには明らかに社会主義に逆行する動きもみられる。なぜそうなったのか、われわれはこの問題にも十分な注意を払い、党規約改正問題を契機に、社会主義と社会民主主義についての研究と討論を深めなければならない。

三、連合政権問題に関して

八八年暮の消費税の強行に対して大衆の怒りは爆発し、多くの国民の心は自民党を離れた。こうした情勢を背景に、昨年四月から社・公・民・連の連合政権協議がはじまったが、この協議は今年二月の総選挙までには遂にまとまらなかった。その表面的な理由は、公明、民社の両党が社会党に対して、連合政権下の政策としてだけでなく、日米安保、自衛隊、朝鮮、原発等について、それらの存在そのものを肯定し積極的に評価するよう求めたことにある。社会党は立党の精神、非武装中立の基本路線、反原発の基本的立場からそれに応じなかった。当然のことである。

こういうこともあり、さらに政官財の癒着構造と後援会のフル活動による金権・腐敗・企業しめつけ選挙によって、先の総選挙で自民党は安定多数を確保した。しかし、朝日新聞社の調査(四月二日掲載)にもみられるように、自民党の安定多数確保を「よかった」とする人は四六%にすぎず半分に達していない。反対に「そうは思わない」と答えた人も四五%もあるのである。さらに自民党支持層の中にさえ、「そうは思わない」とする人が一八%もいる。このことは多くの国民が、自民党に代わる、労働者・勤労者にウエイトを置く、新しい、より民主主義的な政権を求めていることを示している。参院選、衆院選で大幅に議席を伸ばした野党第一党の社会党は、国民のこのような期待と要望に応える義務がある。

このような立場から、大会に提案された運動方針には、「今大会の任務は、……自民党一党支配の政治に代わる国民連合政権の樹立の道を確立することにある」と強調されている。それに対して、八名余りの代議員が意見を述べた。その多くは最近の公・民の社会党離れの傾向の中で、中央執行部はどうするのか、もっと積極的にやれという趣旨のものであった。その中でやや踏み込んだニュアンスの発言をしたのは全電通の代議員である。彼は各党が固有の政策の一致を求めるのは無理としても、連合政権下の政策については安保、自衛隊、朝鮮、エネルギー問題等についてもっと鮮明にすべきだと主張した。社会党は連合政権協議の過程でこれらの問題について公明、民社寄りに柔軟に鮮明にできてきていると思われるが、それをもっと鮮明にというのは何を意味するのか、深い疑問を感じざるを得ない。

これらの質問、意見に対して執行部から示されている方針、さらに答弁の要旨は次のようなものであった。

①党は四党のこれまでの合意を踏まえ、連合政権の実現に向けて誠実に対応し、ねばり強く追求する。そのため、④与野党逆転の参議院の状況を活用した野党共同の国会活動を「連合」や市民団体との協力も含めて積極的に展開する。⑤連合政権協議を政党レベルにとどめず国民的に展開するために、国民各階層との連携を積極的に推進する。⑥グローバル・パーティーとして対外関係におけるあらゆる問題を処理する課題別の専門家集団の組織化と相互交流をすすめる。⑦地球的・国民的な政策課題については、与野党の垣根を越えて政策協議を積極的に追求すること——などを通じて連合政権の基盤づくりをすすめる。⑧九一年統一自治体選挙に当って選挙協力を進める。⑨九二年参院選の一名区で野党統一候補の擁立を図る。⑩次期衆院選で全野党で過半数をとれるよう選挙戦略を構想する。以上の方針のうち「与野党の垣根を越えて」という部分については、自民、社会の大連合の危険があるとして削除の修正案がだされた。しかし、執行部が社会党が目指すのは反自民の連合政権であることを再度表明したので、その修正案は取り下げられた。

われわれも執行部の方針・答弁のように事態が進展し、社会党中心の連合政権に近づくことを期待したい。しかし最近の情勢はそう生優しいものではない。公明党は四月一六日に、また民社党は四月二四日から、それぞれ全国大会をひらく。そこに提案される運動方針案をみると、四野党の政権協議について、公明党は打ち切り、民社党は白紙に戻す方向を打ち出している。国会・中央レベルでも、自民党からの働きかけが強められ、公明、民社の両党は社会党離れ、自民党への急速な接近の道を歩みはじめている。情勢の変化によってはこれらの中道政党がまた左へ揺れることがあるかも知れないが、現状はいま述べたとおりである。こういう状況の中で、社会党が自らの基本路線を堅持することを前提に、公明、民社との折衝を続けることも大事であろうが、社会党が中心になって政権を担い得るためには党の主体性を強化することが何よりも大切である。そのためには、勤労国民の中に山積している様々の問題を取り上げ、全国、県、各地区の各レベルにおいて労働者・勤労者を中心とする大衆的な運動をつくり、それを通じて社会党の支持基盤をもっと広げ、強めなければならない。またこうした運動の中から、社会主義の意識をもった黨員を拡大することが最も重要な課題である。黨員七九、六五〇人、協力黨員四八、三二五人（以上は九〇年一月現在）では、政治を担うのは困難であろう。また、当面は九一年の統一自治体選挙での地方議員の大幅増大に最大の努力を払わなければならない。

四、社会新報の値上げについて

社会新報の値上げ（六〇〇円から八〇〇円へ）問題についても、組織、機関紙、財政小委員会等で反対の意見が多く出され、激論が交わされた。値上げの最大の理由は新報会計の赤字とされているが、昨年度は〇千万円の赤字だったといわれている。社会新報は八三年一月には過去最高の約三三万三千部に達していたが、九〇年三月は約二六万六千部に減っている。減部の一つの原因として、国鉄の分割民営化、官公労の合理化等による活動家の首切り、配転等があげられている。しかし他方、黨員の約一〇%、協力黨員の三〇%強が社会新報を購読していないという事実がある（本部文書による）。値上げ提案は最終的には決定されたけれども、中央本部が黨員、協力黨員の未購読者に対する購読の指導、さらには全党的な機関紙活動の活性化、強化を推進しなければ、再び値上げ問題に直面する危

険があるといわざるを得ない。

また、社会新報の刊行方針は現在は実質上棚上げの状態になっているが、この問題も党の将来にとって重要な課題である。

執行部はこんどの大会に決議機関としての全国大会は二年に一回とするという提案を行なったが、これについては修正案がだされ、提案は決定されなかった。大会後の中央委員会に再提案し、下部討議を行ない、次回の第五六回全国大会で再討議されることになった。

「連合」元年の春闘を問う

—— J C 追随では管理春闘突破は不可能 ——

低かった連合の要求基準

九〇春闘は四月四・五日の J C ・公益三単産の集中回答をうけて大ヤマを越した。個別の回答分析は別の機会に譲るとして全体の特徴をみておきたい。

最初に全体の回答・妥結状況である。四月一〇日現在の連合集計によると、主要組合の妥結二六三組合、二二万人の加重平均一万四七八七円、五・九六％である。今後化学や中小の妥結がやや低めに決まると推定されるので、連合が目標としていた六％台に乗せることはむづかしく、一月段階で予想されていた通りの五・八％程度に落ち着くものと思われる。絶好調の追い風(史上最高の三同期決算経常利益と労働力不足)を受けての交渉だったが、終盤の三月一九日、ブラックマンデーに次ぐ株安一三三三円、二〇日の公定歩合の引上げ、二二日の円安を機に一気に危機感を強めた経営側の綿密な連携プレーによって抑えこまれた。

「ときどきの経済情勢に振り回されることはやめよう」(田村私鉄委員長)という決意表明にもかかわらず、終盤の「逆風」(山岸連合会長)に立ちすくんだ春闘だった。

全体平均が五・八％程度という結果では、八九年度の物価上昇分三％、定昇二・五％、公課負担増分の合計を下回り、実質賃金の確保はむづかしい。

もともと連合の要求基準八・九％が低すぎるのである。生活実態よりも経済整合性を重視する要求論の再検討なしに資本の壁を突破することはできない。経済整合性要求論の内部矛盾は拡大している。終盤の三月二五日、朝日、共同が鉄鋼の妥結公表額よりも、実際の妥結額は高いという内部資料をバクロした。これによると昨八九年の実際の賃上げは公表の六一〇〇円(三五歳標準労働者)より一九〇〇円高く、八〇〇〇円だった。これは要求に含まれない業績給と移行調整給があるためだ。これも賃金の一部である限り、交渉の対象とすべきものだろう。また全組合員一人平均の賃上げも公表されていない。今年の妥結一万二〇〇〇円を一人平均に当てはめると一万五九七二円と試算されている。

これは賃金全体系上の源資増分であって、必ずしもかくしペアとはいえないが、結果として公表額が低く発表され、全体相場を抑える役割を果たしている。また鉄鋼以外の組合でもドリフトがあるが、これも公表されない場合が多い。こういう実態にメスを入れることが必要だろう。

日経連の統一指導が貫徹

第二の特徴は、回答は日経連の統一指導が貫徹していることである。今年は前年上積み分がいくらかが、妥結のメドとして論議された。山岸連合会長が連合の要求平均は二万三三九円、八・三四％、前年プラス三四八七円、一・二二％だから、これを前年妥結の五・一七％（労働省集約）にプラスすると約六・四％になるところから、これを最低獲得目標として提起した（三・二二、中央委）。

しかし日経連は三月上旬から六％台に乗せないための綿密な工作を開始していた。三月八日に労政懇談会、同二〇日に主要業種社長懇談会を開いて経済環境がきわめて厳しいことと、先行き業績下向が強調され①六％台に乗せない、②初任給競争を自粛、③業種間格差拡大の自粛、を申し合わせ、鈴木日経連会長は「インフレに火をつけたといわれないように、慎重な対応を」と釘をさした。これらの会合では電機や自動車の代表が「六％台乗せの考えは一切ない」「六％台はとんでもないこと」などの見解が表明されている。

八社懇も三月五日と同二八日に開かれ「六％の声を聞いてはいけない」「自動車は慎重にやってほしい」「打上げ会は六のつかない日にやろう」などの発言が続いた。

こういう一連の協議とその後の交渉の経過をみると、六％未満を至上課題として、先ず電機を六％以下に抑える（組合は六・二％を目標にしていた）、ついでトヨタを六％台に乗せない（組合は一万五五〇〇円を目標）ことを柱として、ＪＣ相場を五％台で固め、公益三業種については電力を五％台に抑えることが日経連の作戦だったと読みとれる。

この結果、八社懇（新日鉄、鋼管、三菱重工、石播、日立、東芝、トヨタ、日産）の単純平均は一万三三三五円、五・五％に抑えられ、ＪＣ四単産と電力、私鉄、全電通七単産の単純平均は一万四八九二円、五・八六％と六％を切っている。

鉄鋼は鈴木発言の顔をたてて四％台、電機は前年プラス額で主要組合最低の一六七三元、トヨタは電機と同率の五・九三％、電力は前年プラス率で最低の〇・四八ポイントに抑えられた。

このことは八〇年代の賃金決定のメカニズムが全く変わっていないことを示している。ＪＣ回答を天井として、他産業横並びという低額相殺効果を発揮する管理春闘である。消費者物価十定昇十一ポイント以内という方程式は貫徹されているのである。

ちなみに「日経ビジネス」三・一九号によれば、財務分析の結果、賃上げ可能度は、トヨタ七九・二％、松下六五％、日電二五％、本田二四・六％、日立二〇・一％、東芝一六・八％、富士通一六・二％、三菱自動車一二・五％だと発表している。

鉄の新運動パターンが完成

第三は労働側の闘争体制の特徴である。四つの動きを指摘できる。

一つはＪＣ共闘の復活である。ＪＣは七六年以降六年間、同水準妥結で共闘体制を強めてきたが、八二年から妥結水準が二極化し、事実上共闘は崩壊していた。八七年は今回の大型景気の始まりの年（八六年十一月以降）であるにもかかわらず、鉄鋼はベア要求を放棄し、造船とともに定昇のみに終わった。今年はややく四年ぶりにＪＣの統一要求基準（八％）に鉄鋼が合流して、ＪＣ共闘が復活した。鉄鋼は要求を一気に前年より八一〇〇円、三・〇七％も上積みして、「鉄鋼復権」を宣言して交渉にのぞんだ。大手五社の経常利益が五三八〇億円、組合員の不満が高まっていること、労働者が集まらないこと、などを考えての要求だった。妥結は昨年倍増にはとどかなかったが、前年プラス五九〇〇円、

二・二六ポイント。どうやら復権のきざしをみせた。鷺尾書記長は「来年も例え経常利益が半分になったとしても、世間並み要求をする」と述べているところから、JC共闘はますます重みをもってくるだろう。

これは一方で管理春闘体制が強まることを意味している。

二つは七単産集中決着の実現である。山岸連合会長は「限りなく六％に近い五・九％を引き出した。円安、株安、金利高の直下型地震が起り、過去に例がないほどの厳しい逆風の中で、この数字を獲得したことは連合効果によるもの」と満足の意を表したが、事実は前述の通り日経連主導の相場である。第一ハードルの六・四％提起に対して日立、松下の委員長は公然と山岸批判をぶち上げ、まぼろしのハードメに終わった。第二ハードルの六％について七単産調整会議は、各単産の妥結目標を試算してみせたものの、この目標に到達した単産はなかった。

また電力、私鉄、全電通三単産の連携について、四月午後一時に同時回答引出しによる新パターン構想も、私鉄、全電通の難航にしがれを切らした電力が午後五時に回答を引出して崩れてしまった。電力の目標は一万六七〇〇円、五・九九％だったが、妥結は一万五九〇〇円、五・七％であったことからみて、経営側の抑えこみに屈したといえる。

三つは私鉄・全電通のスト突入である。組合側は一万八〇〇〇円、七・〇六％を目標に七％台乗せを狙い、経営側は一万七〇〇〇円以下を主張して難航、時間切れで五日始発からストに突入、結局双方の中間点一万七五〇〇円、六・八七％。前年プラス二一〇〇円、〇・六一ポイントで妥結、午前五時二〇分スト中止となった。短時間とはいえずスト突入は八六年のハプニングストを別にして、九年ぶりである。

トヨタの上積み分(二四〇〇円)と対比していま一步の感があるが、一万七五〇〇円は七単産の中で二年連続最高水準、私鉄の賃金闘争では史上二番目に高い妥結だ。

山岸連合会長は「殊勲、敢闘、技能の三賞はすべてに与えるべきだ。全電通は私鉄のおかげ命びるいをした」と賛辞を送り、私鉄総連も「スト態勢によって引き出したものであり、これからの春闘解決に貢献するものと考え」との見解を表明している。

連合初の賃金闘争でのスト突入は、下部組合員の強い意欲と連合内イニシアチーブを握る使命感に支えられたものだろう。

全電通も私鉄に引きずられた形で始業時からストに突入、この中で一万七〇〇〇円、六・三七％、前年プラス二八〇〇円、〇・九一ポイントで妥結、午前九時半ストを中止した。

一二年ぶりのスト突入である。全電通にとっては思いがけないスト突入だったが、連合会長組合の面目をかけての交渉だった。

四つは鉄鋼の新運動パターンがほぼ完成したことだ。賃上げのほか、一時金、時短、労働協約の一括解決方式は他単産にも拡大しつつあり、九〇年代の主な交渉形態となるものと思われる。しかしこの方式は、資本にとっても都合なものであり、合理化とのパートナー、賃上げと一時金、時短が天びんにかけられ、賃上げが抑制される傾向が強まることをみておかねばならない。

管理春闘、突破できず

以下みてきたように、JC回答追隨の連合調整という陣立てでは、管理春闘を突破できないことがはっきりした。これを打破するためには①要求論の再検討、②スト決行単産共闘の拡大、③中小単産先行態勢の強化、④地域春闘の強化、などについて総括論議を強める必要があるだろう。

標的は果して「言論の自由」か

長崎市議会議員 井原東洋一

本島等長崎市長による、いわゆる「天皇の戦争責任」発言（一九八八年二月七日）は、結果的には、マスコミによる一大スクープとなりました。

それは、彼自身の思いをこえて、「天皇と戦争責任」、「言論の自由」などについて、重くくるしい暗い沈黙を破って、語り合う契機をつくりだすこととなったからであります。

戦前の言論抑圧、戦中の悲しみ、戦後の苦しみを耐えぬいてきた人々にとつて、現在がいかに豊かに平穏であろうとも、過去の精神的、肉体的痛みがぬぐい去られているわけはありません。

心の奥底にしまい込みながらも、決して忘れてはいなかったこと、いつの日か、思いのたけをぶちまけてみたかった事、「言ってはならない」と思いこんでいた事に「本島発言」が踏みこんでくれました。

従って堰を切ったように、全国各地、世界各国の大きな反響をよびました。

本島市長の発言は、彼自身が後日、法政大学の西田勝教授への手紙で率直に述懐しているように、「議会での再質問に対する言葉足らずの答弁」であり、思ってはいたが別の表現にしたかった内容であったと思います。

しかし、市議会本会議の場で、天皇の死のXデー直前に、しかも自粛、自粛の世相の中で、市長が発言したからこそニュースとなったものと思います。

本人は、くりかえし「英雄視されては困る」「勇気をもって発言したわけではない」と言いました。がしかし、発言撤回を迫るいかなる妨害にも屈しませんでした。

この姿勢こそは評価されるべきであり、勇気ある態度であったと思います。

彼は、「天皇の戦争責任」発言が動かぬものとなるにつれ、取材で対談で執筆活動で、演説の場で、自らの発言の正当性を裏打ちする言動を重ね、持ち前の政治性を充分に発揮してきました。

七三〇〇通におよぶ、手紙などの書信を、発言から一カ月も経たないうちに「径書房」へ出版依頼するという早業にそのことがよく現れています。

ハダカの王様の本島さん

市役所内の側近たちは、市民生活全般に重大な影響を及ぼしてきている、そしてさらに拡大されることをおそれ、市長の身辺の危険も倍加されていくことも予知して、この「ハダカの王様」を必死にとき伏せ、出版を思いとどまるようさとしましたが、そのことが又朝日新聞のスクープ（漏洩記事？）ともなり出版に先だつて、宣伝がゆきわたるというように、事態は転回したのです。

市長が世論の支持を背景にする言動に対して右翼は、その標的を決してはずしてはいませんでした。

しかし、全国的に三八万をこえる支持署名とはうらはらに市長の周辺、市議会内の一部、市民の間では、過剰とも言える警備体制、そして相もかわらぬ市長の言動、右翼の断続的な街頭宣伝の喧騒にいや気がさし、市長批判の声も次第に高くなってきました。

また「天皇の戦争責任」をたくみにはずして、「言論の自由」にすりかえ、本島発言を盾とするマスコミのありようは、識者からも批判をうけるところとなりました。

市議会的一般質問で、保守系議員からだけでなく市長の発言後の政治姿勢が幾度も問われることとなり、昨年一二月議会では、「何億もの警護費用は、税金のムダづかい」との極端な論まであらわれ、その後市長は、自主的判断と言いつながら、遂に「ノーガード」となりました。

隣接ビル屋上の防犯カメラも止っていました。市の自主警備も解かれ平常となりました。マスコミ関係者が犯人の田尻から「近く市長をヤル」と聞いていたことも、事前に市当局に伝わることはありませんでした。右翼はそのスキを突いてきたのです。

凶弾！ 左胸を貫通

一月一八日、午後三時すぎ、市役所玄関前が血で染められました。

衝撃的なニュースは世界中を駆けめぐり、私も、行政視察中の函館市内で車のラジオで第一報を知りました。一早く長崎市議会へ連絡をとり、翌日全員協議会、そして「声明」の発表の段取りなど打ちあわせました。

市長へ「発言撤回」を強く迫った自民党、民社党、その他の保守系会派もこぞって、「言論の自由」に対する挑戦だとして、全会一致の「声明」となりました。

しかし、市長発言撤回を迫った彼らの言動がこのことで免罪されたわけではありません。又そのことに気づいている彼らでもないのではないかと思われまます。

「天皇問題」と「言論の自由」のスリカエは、このようにして横行しているのです。市長の一命は、一・五米の至近距離から、ねらい定められた殺意の銃弾であったにもかかわらず、奇跡的とも言える諸条件が重なりあって、死の淵から逃れる事ができ、全く不幸中の幸でした。

凶弾によって左肩から肺を貫通する重傷をうけた市長のもとへは、再び全国各地、全世界から数多くの手紙や電報やハガキなどお見舞いと激励の書信や金品があいつぎ、見舞客が訪問されるのに相まって、市役所がその対応に追われている事は言うまでもありません。

市長在任中二四時間警護体制

県警察本部は警護の不備をつかれた事件の責任を痛感したのか、二四時間常時警護体制へ切り替え、二〇名以上が常駐しています。市議会周辺にも市長官舎にも常に警察の装甲車とバトカーが配備され、平日、休日をとわず、警察官が監視し警護しています。

たしかに国会周辺、皇居周辺は、それが常態であり驚く事ではないと思います。しかし、相当数の市民が毎日出入りする市役所のあらゆる出入口が、冷たい目の監視下にあり、議会傍聴もチェックされ、市長室の扉が「開かずの扉」となった事は、開かれた市政、民主市政の死を意味する誠に残念な事態であります。右翼暴力を許さない反面の新たな重要課題です。

言論の不自由・行動の不自由

いま、長崎市議会は、奇妙な雰囲気の中におかれています。

本島市長に批判的な発言は、一部市民のきびしい攻撃にさらされるといふ事実です。

本島市長は「言論の自由」の旗手としてもはやされる一方で、彼に対する批判は許さないという心理、いやもつとくわしく分析するとすれば「彼が議会で答弁することによって、又右翼に狙われるかもわからない、ムリな質問などするな」との心理が働いているということでしょう。

本島発言は現地ではこのように暗いカゲを引きずっています。

私は市長発言を支持するがゆえにその運動姿勢にも言行一致を求めるべく三月定例議会で市長に質問しました。質問の何日前に、答弁のやりとりについて打ちあわせを行いました。又ぞろ、思わぬ答弁がなされてはハタ迷惑であり、それこそ市長を再び生命の危機にさらす事となるおそれがあったからです。

しかし、この私の質問についてすら、会派内、或は市長部局からは或る種の注意制限が加えられる結果となりました。

相当な配慮の上で、私は、市長が白日晴天の下を自由に歩き市長との直接対話が可能となる日をとりもどす為には、暴力否定の断固たる世論形成への努力が、市民総ぐるみの運動として継続されなければならず、それにはマスコミの支援と協力が不可欠であること、そして、皇室敬語、皇室賛美、靖国、元号制、日の丸、君が代へと明文改憲への積み重ねが続けられていることへの切り込みと歯止めが重要課題である事を訴えました。

市長への四項目の質問は、その決意を迫ることと、意地悪く言えば市長の本心をさらけ出させるリトマス試験紙とも言えました。

1 昨年三月に宣言した「長崎市民平和憲章」を具体的に平和施策に移す要綱、条例化をはかるべきこと。

2 過去における日本軍閥の加害実態とその反省の意を後世に伝えるための資料、写真等の展示をすること。

3 文部省による「日の丸」「君が代」の強行義務化への姿勢と市内の小中学校に学ぶ五ヶ国一一〇名の外国人児童への指導方針を明らかにすること。

4 市長のいわゆる「天皇発言」とそれに対する信書等の「公的性格」について。を問いました。案にたがわず、市長は明確な答弁をいたしませんでした。

「議員の議会における質問に誠実に答える」との姿勢から遠くはなれて、「天皇発言」は、「公的な場における私の見解であって、公式の発言ではなかった」と正直に弁解するに及んでは、保守系の議員が怒り出すのもムリはありません。

市長の答弁途中で、議事は中断され、議会運営委員会が開かれる始末となりました。この事についての一部新聞社の記者の論評は、「今更、公的か、私的か問うのもどうか」と、又、私のところに二、三かけられてきた電話によれば、「なぜ、いつまでも本島市長をいじめるのか」と。

長崎における「言論の自由」はこの程度のところであり「天皇制」は、マスコミを含めて、依然タブーの中にあると言わなければなりません。

五月二〇日には、天皇の政治的利用の最たる「全国植樹祭」が巨費を投じて、長崎県で大々的に挙行される事となっています。当然にも、市長は参加するはずで、

公的立場にある長が、時と場所を選ばず、自由に私的見解を述べ、それが市と市民の意向だとして支えられるには、言うだけでなく市民に密着した行政施策と行動姿勢が問われるものである事は言うまでもありません。真の革新市長の実現が私達に課せられています。

清算事業団、三月三十一日の攻防

——大量不当解雇は絶対に許さない——

歴史に残る一日

清算事業団の雇用対策期間の期限切れをむかえた三月三十一日、清算事業団は世論の全国的な批判と国労の支援共闘の三月総行動の大きな盛り上がりによって追いつめられたにもかかわらず、私たちに不当な解雇通告を行ないました。八七年二月一六日のJ R不採用に続く二度目のしかも全国で一千四十七人と言う大量不当解雇です。

私たちの職場、名寄雇対支所渚清派出所でも、三一日朝の点呼から現場当局との攻防が始まりました。「法律が切れたら解雇するとは法律のどこにも書いていないぞ」「国会答弁はどうした」「どうしてJ R北海道に採用を求めない」「俺たちの生きる権利を奪うのか」。私たちはこの三年間の悔しき、怒りを集中させて当局を迫及しました。私たちにとっても意外だったのは、途中から抗議に加わってくれた地区労や社会党の代表の人たちが、当局のあまりの無責任さに私たちと同じように本気で怒り出したことでした。そして一二時を過ぎて仕事を終えた地区労の仲間が続々と抗議に駆けつけ、一時をすぎたころには七〇人を越え、部屋に入り切れないくらいとなりました。

参加してくれたある仲間は、当局の無責任で一方的な態度に「今まで話しには聞いていたが、国労の人たちが人間として扱われてこなかったことが実感として始めてわかった」と後で語ってくれました。私たちと地区労の仲間の抗議は延々と続きましたが、支援に駆けつけてくれた方々は四時ころで行動を一応收拾して引き上げてもらい、私たちは引き続き七時まで抗議行動を続け、一応の当日の区切りとしました。

私たちは、八七年の二月一六日と同じように一生この日を忘れることはできません。J Rへの採用差別自体が絶対に許すことのできない不当な差別である上に、さらに今回の労働委員会命令を国家権力が自ら握りつぶそうとする解雇の強行はその差別と闘うことを罪とすることに他なりません。正しいことを正しいこととして主張し、その実現を求めることは人間として当りまえの権利です。その当然の権利を圧殺しようすることに心の底からの怒りを感じています。この気持ちは清算事業団の全ての国労組合員の共通した想いだからこそ、当局の八百人との予想をはるかに上回る一千四十七人の仲間が三月三十一日を越えて闘いつづける道を選んだのです。その意味で、この日は私たち国労組合員にとっても日本の労働運動にとっても大きな一日だったと思います。

意外な結果に驚き

私たちの職場は、三月始めの段階で一七人でした。この内二人が広域採用と清算事業団資産管理部への配転に応じ、二人が再就職してさらに五五歳の方三人が残念ながら年金制度の改変によって辞職を決意せざるを得ませんでした。こうして残った一〇人の内九人が今回辞職をせずに解雇されました。

このことは私にとっては少なからず意外だと言えます。と言うのは、今年一月に、国労

本部から「自活体制」についての討議資料が出された時の職場での率直な反応は「やっぱり年度内解決は無理なのか」「これだけ厳しい自活体制に入って行く自信はない」と言うのが圧倒的でした。しかし、討論を続けて行く中で出てきたのは、やはり分割・民営化前から数えるともう八年もの間痛めつけられ、仕事を奪われ、差別されつづけてきた事を許せないし、その解決を自らの手で勝ちとりたいと言う組合員の気持ちです。

この気持ちは年度内解決に向けて全力で取り組む中でより強まり、そして実際に三月九日の解雇提案、二〇日の解雇予告通知と言う当局の攻撃の中で「たった六ヶ月分の割り増しで円満退職なんかしてたまるか」との怒りになって噴出し、四月にズレ込んでも一日も早く勝利を勝ち取ろうという決意となってきたのです。もちろん、多くの職場ではより早い時期にここまで議論が進んでいたかもしれませんが。

問われる私たちの活動

こうした状況の中で四月を越えて来ると、今後の闘いにくつかの課題があるように思えます。その第一は、今の私たちの状態が三年前の二・一六以降、清算事業団に押し込められた当初のころに似ていることです。大きな闘いに集中してきた緊張の糸がプツンと切れ、一種の解放感のような気分があるのではないかと感じられます。もちろんこれは活動拠点の確保、組織の整備、雇用保険などの具体的手続きなどで落ちつかないことにもよるのですが、一日も早く具体的な統一闘争の設定によって闘いへの集中をつくり上げることが必要です。

第二には、新たな段階にいたった闘いの情勢と展望の認識を統一することです。私たちは、前述したように闘いの中で決意を固めながら三月三十一日を越えてきました。しかし、決意だけで先の不安や具体的問題が克服できるはずはありません。「五年、一〇年の闘いになるならとても自信は持ち切れない」というのも組合員の正直な気持ちです。この弱さを克服すると同時に、敵が長期に引きづりこむことを許さない闘いの展望を示し、自信を持って一人一人が闘いに参加できるようにしなければなりません。もちろんこれらのことは本部に求めるだけではなく、私たち自身が作りあげなければならない課題です。

国鉄闘争の意義を自覚

この三月末の闘いの渦中にいて何よりも強く感じるのは、組合員一人一人が労働者として大きく成長してきたことです。こんなに多くの仲間があえて解雇も辞さずに闘う道を選ぶことなど三年前には全く考えられませんでした。

その大きな原動力は不当差別と三年間の扱われ方への怒りです。しかし、それだけではなく、一人一人が自分たちの闘いが日本の労働者の人権を守り、民主主義を守る闘いの最先端にあるのだと言うことを自覚したからに他なりません。

そしてそれは、広域採用に応じて本州のJ Rで闘いつづける仲間や、採用はされてもあらゆる不当労働行為の攻撃に耐えて、遂にストライキに立ち上がったJ Rの組合員全てに共通した大きな成長なのだと思います。そしてこの成長した多くの国労組合員が日本の独占資本の脇腹に突きつけた短刀として大きな脅威となることを確信しています。

(清野隆)

東京地評「再生」へ臨時大会開く

東京地評は四月一〇日、豊島区立南大塚ホールに代議員その他約三百人を集めて第四三回臨時大会を開いた。

これは、昨年一二月に連合派と袂を分ったあと、当面の闘争方針と暫定的な色合いの執行部のもとで活動を続けてきた東京地評が、本格的な方針を決定し執行部を確立して地評「再生」の姿を示すための大会だとされていた。

第一号議案の規約改正では、これまでの「自由にして民主的な労働運動」という前文を改正して、「日本国憲法の精神に則り、世界の平和と民主主義を擁護し、労働者の基本的権利の確立とその生活・労働条件のたえない向上をはかるとともに、社会進歩をめざすあらゆる運動に参加し、首都の労働運動の発展強化に邁進する」と正確な自己規定をおこなっている。

運動方針では、春闘に次いで反合・権利闘争をとり上げ、国鉄闘争を大きく位置づけているが、政党との関係は、「特定の政党支持をあらため：一致する要求課題に基づき協力・共同の取り組み」を謳っている。ただし、革新統一候補については「推薦し、積極的に闘う」、また、「労働組合の選挙闘争を擁護し闘う」ことを鮮明にし、無原則的政党支持自由論ではない一面を見せている。

これらは、「新生東京地評」の姿を示す変化だが、そうそうキレイゴトにはいかないのがメーデー問題。

東京地評は三月五日、九〇国民春闘共闘委員会（全労連、九〇春闘懇、純中立懇で構成）、同東京共闘委員会（全労連系）と協議し、この三組織の呼びかけで「第六一回統一メーデー実行委員会」を作るとの方針を決定、三月二七日には、運営要綱と活動計画、財政、人事、スローガン案など何から何まで準備を整えて「結成総会」を召集した。

しかし、準備過程でツンボさじきに置かれた九〇春闘懇や東京地評の一部から猛烈な反響を受け、この日の「結成総会」はお流れ、改めて意見調整をした上で四月一日に「結成総会」を開くという段どりになっていた。つまり、地評大会はその前日に開かれたわけである。

メーデーに関する地評大会の方針書は、文章上は、右の三組織呼びかけの実行委員会を一面的に礼讃し積極的に参加する方針を提起していたが、前述のような経過を受けて再度幹事会で討議した結果、大会には、森田書記長が口頭で以下のように修正提案した。

文書で提起した方針をそのままスナリ貫徹できるほど組織事情が成熟していない。統一メーデーを追求するが同時に地評の団結を妨げるようなことは避ける。このため、

- ①東京地評として三組織呼びかけの実行委員会に参加する
- ②日比谷にもメーデー会場を設け、運営は日比谷実行委員会がおこなう。日比谷実行委員会の責任者は矢島副議長、責任団体は都労連とする
- ③スローガン、宣言は同一文書とする

なお、新たな役員体制は議長・鈴木和翁（全司法）、副議長・矢部 正（東京土建）、細岡寛司（国労東京）、矢沢 賢（都労連）、小池信太郎（全農林）、事務局長・森田 昭（都職労）となった。

◇ソ連・東欧問題を考える(二)◇

ゆれ動く東欧、現状をみる

現在、東欧諸国は昨年来の「政治的熱病」の時代から、新たな国づくりをめざす「政治改革」「経済改革」の段階に入りました。他方、ソ連では二月二五日の「改革派」のデモンストレーション、その後のバルト三国のソ連邦からの分離・独立、大統領制導入に顕著ですが、「政治の季節」に入りました。

今回は「ペレストロイカ」の五年間は東欧に何をもたらしたのか、資本主義諸国の支配階級はソ連・東欧諸国にどう対処しているのか、ポイントをしぼり明らかにしたい。

共産党崩壊、「自由選挙」へ

四つのパターン 東欧諸国はソ連を除き、八ヶ国からなっています。これらには四つのパターンがみられます。第一は社会主義の優等生といわれたDDR(ドイツ民主共和国)、ブルガリア人民共和国。第二は「市民革命」の芽生えが広範に存在したハンガリー人民共和国、ポーランド人民共和国、チェコスロバキア社会主義共和国。第三は一九五〇年代から「労働者自主管理」の道を歩んだユーゴスラビア社会主義連邦共和国。そして第四はルーマニア社会主義共和国。アルバニア社会主義人民共和国です。

アルバニアを除く七ヶ国に劇的な変化が起きたことは、周知の事実です。この七ヶ国の総人口は約一億三千六百万人、GNPは約一兆ドルと推定されています。ちなみに日本の人口は約一億二千万人、GNPは三兆ドルです。

共産党の崩壊 「劇的な変化」の主な傾向は、共産党の崩壊です。第一は国名の変更です。ポーランド、ハンガリーでは「人民共和国」から「人民」を削除。「共和国」とされました。ルーマニアでは「社会主義共和国」を全面的に放棄。「ルーマニア」が新しい国名です。第二は党名改称です。DDRの社会主義統一党は社会主義統一党・民主社会党を経て「民主社会党」に。ポーランド、ハンガリーではそれぞれ統一労働者党、社会主義労働者党が「社会民主党」、「社会党」に変更。混乱がつづくルーマニアまでは一時「共産党非合法化」の動きが伝えられましたが、現在、幹部全員が逮捕され機能停止の状態です。またユーゴスラビアでは各共和国間で対立が激化。分裂必至の状況です。第三は憲法における党の指導性放棄です。ポーランド、ハンガリー、DDR、チェコスロバキア、ブルガリアはすでに憲法を改正。ソ連も憲法を改正。ユーゴスラビアも放棄の方向です。

「自由選挙」の実施 共産党独裁の崩壊と「自由選挙」は一体です。昨年六月のポーランドの出来事は全世界に衝撃を与えました。「自由選挙」の日程はハンガリーとDDRが前号で報告したように三月十八日、ユーゴスラビアが四月、ルーマニアとブルガリアが五月、チェコスロバキアが六月です。

ちなみに現政権の性格は、「非共産主導の連立内閣」がポーランド、チェコスロバキア、ルーマニア。「旧共産主導の連立内閣」がDDR。「共産単独」ブルガリア、「旧共産党・社会単独」ハンガリーというものです。

「反共政党」 「自由選挙」は旧共産党と「反共」諸政党で争われます。それら諸政党はポーランドでは「連帯」「統一農民党」「民主党」。ハンガリーでは「社会主義労働者党(再

建派」「民主フォーラム」「自由民主連盟」。DDRでは「新フォーラム」「社会民主党」「緑の党」。チェコスロバキアでは旧「憲章七七グループ」が結集した「市民フォーラム」。ブルガリアではエコ・グラスノスチ、自由独立労組、人権擁護協会が連合した「民主勢力連合」。ルーマニアでは「全国農民党」「自由党」「救国戦線」。ユーゴスラビアでは「スロベニア社会民主連盟」「緑の党」「キリスト教社会主義運動」。ソ連では各共和国に相次いで結成されている「人民戦線」「運動」「地域間代議員グループ」といった組織です。

これら「反共政党」の現在の特徴は地方的なものから全国的なものへ、あるいは国際的なものへと連携が強まっていることです。その典型が前号で明らかのようにDDRです。

社会主義経済の基礎は動揺

変化は「上部構造」だけではありません。経済の分野はもつと進んでいます。これは唯物史観のとうぜんの帰結です。

三つのパターン 政治の分野で四つのパターンがみられたように、経済の分野では三つのパターンがみられます。第一はポーランド、ハンガリー。第二はチェコスロバキア、DDR、ブルガリア、ユーゴスラビア。第三はルーマニアです。

市場原理導入 すべての国に共通するのが「市場原理導入」です。ポーランドでは「合併企業法」（八六年）、「外国投資法」、それに個人の企業設立を認め、雇用人員制限撤廃を内容とする「新経済活動法」（八八年）が制定されています。国営企業の民営化にもつとも積極的なのがハンガリー。「企業破算法」（八六年）、「銀行改革」（八七年）、「税制改革」「外為法」（八八年）と全面的。八九年一月には千五百人までは百パーセント民営を可能とした「会社法」があります。

チェコスロバキアでは八七年以降、「個人営業法」「国営企業法」「外資法」が相次ぎ制定。ブルガリアでも八九年一月、労働者自主管理・競争原理導入をはかる「会社法」が定められています。DDRは「ベルリンの壁撤去開始」（八九年一月）、「旅行法」（八九年一月）、「合弁法」。

他方、ソ連では「貿易自由化」（八七年一月）、「合併企業法」（八七年二月）、「個人労働法」（八七年五月）、企業の完全独立採算移行を主要内容とする「国営企業法」（八八年一月）、「協同組合法」（八八年五月）がすでに実施。現在、土地や資源の個人と共和国の所有を認める「賃貸借関係法」「土地基本法」等が制定されました。

IMFへの加盟申請 外資導入には資本主義諸国でつくる国際経済組織への加盟が必要となります。IMF、GATT、世界銀行に加盟要請が相次いでいるのも大きな特徴です。

IMFに例をとればユーゴスラビアは四五年の発足時から加盟。ルーマニアは七二年、ハンガリーは八一年、ポーランドは八六年に加盟しており、加盟申請中なのがソ連、チェコスロバキア、ブルガリアです。

コメコンは危機的状況 こうした動きとともに解体の危機にあるのが、コメコンです。ポーランド、ハンガリー、チェコスロバキアは解体の方向。抜本的改革を唱えるのがDDR、ブルガリア、ルーマニア。他大陸のベトナム、キューバはなす術を知らず、維持を主張するのはソ連だけといっても過言ではありません。

ソ連の貿易構造は対社会主義国が六四―六七パーセント、対資本主義国は二二―二五

パーセントにすぎません。コメコンが解体したとき、いちばん大きな被害をこうむるのがソ連です。すでに「外為法」までつくったハンガリーは交換性のないルーブルばかりためこんでも、なんの役にも立たないと、ルーブル建の貿易を停止してしまいました。チェコもそうした方向を強めています。

合併企業の激増 こうしたなかで東欧諸国の経済状況の特徴は株式制度創設の動き―創設済みなのがハンガリー、ユーゴスラビア、創設中なのがポーランド、ソ連―とともに、合併企業が急増していることです。とりわけいちじるしいのがハンガリーで一千社以上に上ります。国別の合併企業数はオーストリア二百七十社、西ドイツ二百六十八社、スイス六十二社、アメリカ五十七社、イギリス四十二社、イタリア二十八社。日本は十社にすぎません。総資本は四・二億ドルから四・五億ドル。円換算で六百三十億円ないし六百七十五億円です。日本経済の規模からすればたいした額ではありません。しかし、ハンガリーの人口は一千六十万、GNPは九百十八億ドルくらいといわれますから、「これくらいの合併で社会主義の基礎は揺るぎはしない」と過少評価することはできません。

ポーランドでも傾向は同様です。この国における国营企業の生産高に占める比率は約五九%。「連帯」発祥の地ともいえるレーニン造船所が民営化されたことは、ポーランドを象徴する出来事です。ちなみにソ連における合併企業数は一九八九年十二月末段階で約千三百です。

管理価格制度の廃止 東欧において社会主義経済体制の変質をもっとも如実に示すのは、これまで述べた市場原理導入や合併企業の急増ばかりではありません。日常生活手段でとられていた管理価格制度の廃止です。

ポーランドでは八九年八月に、農産物の価格統制策が廃棄され、八九年のインフレは七三・六パーセントにも達しました。さらに九〇年一月からは「市場経済化プラン」が開始。通貨は三五パーセント切り下げられ、電気代は五倍、国鉄運賃は二・五倍も引き上げられています。

ハンガリーでも九〇年一月、公共料金、食料品が大幅に値上げされました。医薬品八〇パーセント、新聞六〇パーセント、交通費五五パーセント、乳製品四〇パーセント。八九年に一八・一パーセントだったインフレは、九〇年にはさらに高進することが予想されます。

ユーゴスラビアの状況は、中南米諸国も顔負けです。八九年のインフレはなんと二六五五パーセントなのです。

DDRでは人口流出 DDRの経済状況もよくありません。この国の人口は約一千六百万人―西ドイツは六千万人。八九年の人口流出は三十四万四千人といわれ、九〇年に入ってから二ヶ月で約十万九千人。このままでは九〇年中には約六十五万人、全人口の五パーセントが流出することになります。

このDDRでも管理価格制度が撤廃される動きがあります。東と西の通貨の交換レートは公式には四対一。日常生活手段の価格はDDRの方がはるかに安く、壁の撤廃でヤミ商人が横行。物価は上がらざるをえません。こうした現状を打開する方針として打ち出されるのですが、本質的にDDRが西ドイツに屈服する過程を促進する方向に作用せずにはおきません。

(つづく)

連合による社会党ジャックは失敗の運命に

——チャールズ一世の処刑(二)——

「党派問題」は試金石

我々は、社会党中央の提起した複数擁立を努力し、実践し、勝利にまでなるとかつなげてきた。よもや投票日のギリギリに至るまで、公認も推せんも与えられず、無所属のまま闘うことになるうとは、思いもよらなかつた。

当選後に至っても、社会党・護憲共同への会派入りが認められなかつた。党員のみなならず、党支持者までもが首をかしげたくなる事態であろう。実際、三月二日付け社会新報近畿版は、次のように読者の意見を紹介した。——先号の近畿版紙面で七人の読者の方からお電話とハガキをいただいた。念のために書いておくと七人という数字は、すべて兵庫県以外で、しかも党員読者以外の数である。「社会党の中で何があつたかは知りません。しかし、一般市民から見ると、兵庫の岡崎さんはどう見ても社会党の人です。選挙中はともかく、選挙結果の紙面にも岡崎さんの写真が掲載されないのは納得できません。」

京都の女性の読者からのハガキである。「社会党の機関紙は市民の常識とは別のところで作っているのですか。」大阪の読者からの電話である。一つの問題で、これほどの反応が寄せられたのは、初めての経験だ。この素直な反応に、弁解する言葉を支局は持てない。

それだけではない。連合候補として闘った兵庫五区の吉岡さんは会派入りを認められ、一五年来の党員で土井委員長とともに闘いたいと意志表示している岡崎さんが認められないとあつては、理解に苦しむのも当り前ではないだろうか。社会党中央は、消費税反対で筋を通し、これだけの支持を労働国民から得ているのである。一人でも多くの社会党国会議員団を作るべきではないのか? いったい、社会党は政権を取る気があるのか? 社会党は、一部の大労組幹部のみに開かれた党であつてはならない、市民に開かれた党とならなければ、と提起されていたのは、他ならぬ党中央であつたのではないか。岡崎会派入り問題は、兵庫県本部の問題ではなく、社会党が筋を通すかどうかの試金石となっている。

「通達三三三号」の意味は?

兵庫一区の混乱は、全国での選挙に影響を与えていることだろう。それも悪い方向で。

まさに反自民で結束すべき時に、党内で反乱など起して、「やりすぎ」ではないのか?。実際そうした声も聞こえてきた。

しかし、当選後も岡崎ひろみの社会党議員団入りを邪魔する県本部が二月二六日付で総支部・支部・議員に宛てた通達三三三号「統一自治体議員選挙の候補者擁立方針並びに公認・推せん等候補者選考について」を見ては、どう思われるだろうか。

重要部分を写すと、以下の通りである。

「二、特に県会議員・神戸市会議員に関しては「候補者選考委員会」において、党内外からの推せんを受け選考にあたる。したがって、県本部への上申(推せん)者は、総支部・支部、党員・協力党員、支持団体、友誼団体等特に資格はとわれない。

選考基準は次の通りとする。

人格・識見にすぐれ、原則として責任ある組織・団体の推せん・支持を得ることができるか、その見込みがあるとともに下記事項を遵守すること。

- (一)「新宣言」にもとづく党改革を積極的にすすめる。
- (二)「組織改革の具体的構想」ならびに「運営要綱」にもとづく党運営に努める。
- (三)「新連合」路線を積極的に評価し、支持する。

※最終選考に当っては、県本部執行委員会に「誓約書」の提出を義務づける。

三、一名区を中心に、無所属「連合型」の候補または選挙協力によって候補者の擁立をはかり、自民党の過半数割れを実現する。

四、市・町については、県本部と「協定」を締結した上で、推せんする。」

絶対主義のものまね

連合の本質がここに語られている。この文書を見ると、連合による社会党ジャックは、絶対主義のものまねのように思われる。

別に社会党がバラバラで分散化すべきであると言うつもりはない。けれども社会党はその成り立ちから言つて、様々な労働者運動の要素の寄り集りという性格を捨て切れないできた。良くも悪くも社会党が大衆から離れずに野党第一党を続けられたのは、この包容力によるところ大である。

ところが、連合はこれまでの分権寄合い所帯という性格から脱去し、連合のボス支配による中央集権化を押し進めようとしてきている。実に強引なやり方であり、それだけに反発も激しくなる。

マスコミに派手に書きたてられた「一区協の反乱」は、一区協が仕掛けたものではない。県本部側が一步も二歩もふみこんできた際屈服をしなかったまでのことである。

封建制の危機

こうした経過は、絶対主義の成立から挫折の過程と類似している。

ヨーロッパ中世の国家は、独立した封建貴族の制衡によって政治権力は分散しており、国王といえども、その封建貴族の一員でしかなかった。これら諸侯は、王権を制限し、場合によっては国王を廢する力を持っていた。しかも、一国の王が他国の王に対して臣下として服従することもあった。要するに、国家主権も、国境線もはっきりしていない、ばくぜんとしたままとまりが中世の国家であった。

中世を通じて、さしたる技術革新は見られなかったが、鉄は武器から農具へと姿を変え、この鉄製農具の普及によって、農業生産力の上昇、農地の新規開拓が進み、農民層の地位は向上しつつあった。加えて十字軍の遠征によって、ヨーロッパ内部で交易が拡大し、貨幣経済が浸透し始めていた。さらにペストの大流行による労働人口の急減は、労働力需要圧力を増し、領主と農奴の關係はさらに揺らぎ始めてくる。

こうした封建制の危機は、王位継承をめぐる対立や宗派選択をめぐる対立という形をとりながら、内乱へと転化されてゆく。イギリスのバラ戦争(一四五五―一八五)、フランスのユグノー戦争(一五六二―一八九)、ドイツでは三〇年戦争(一六一八―一四八)と時間差

はあるが、戦乱が二〇年も三〇年も続く時代を経過した。この戦乱は、封建貴族の没落に拍車をかけるものであったし、又、この内乱の過程で、諸侯の相対立する利害をあやつりながら、見せかけの調停者として登場し、内乱に終止符を打ったのが、絶対君主である。ドイツの場合、遅れて内乱に突入したため、すでに国内統一を進めていた近隣諸国が宗派対立を口実に攻めこみ、その戦場を提供し、荒廃がもたらされた。結果、内乱から絶対君主は生まれなかったし、ドイツの後発性が決定付けられてしまった。

フランスでは絶対主義の時代

フランスの場合、ブルボン家のアンリ四世は、新教から旧教へ改宗する代りに、新教の信仰の自由、官職就任権をかちとるといふ、ナントの勅命によって、国内平和をめざしたが、本質が宗派対立でない以上、いぜんとして、対立・衝突は続いていた。アンリ四世の暗殺はこのことを示している。

アンリ四世を継いだルイ一三世の結婚承認のために開かれた、最後の三部会では、本題そっちのけで、旧来の「剣の貴族」は、金のあるブルジョアが官職を買い占めつつあることに脅威を受け、売官制の廃止を要求した。逆に新しく成り上って高等法院に結集していた「法服貴族」は、高等法院が、裁判にとどまらず、国政全体に発言権を持つことを要求した。この相対立する勢力のバランスの上に王権は立っていた。そして、この対立を利用して、三部会を解散に持っていったのである。だが、旧来の貴族層は不可避免的に没落しつつあった。したがって王権は、土地と官職にしがみつく「法服貴族」の力を押さえ込んでゆかねばならない。何によってか？ 一方では、アンリ四世時代に始められたルイジアナ開発、東インド会社設立に見られるような、重商主義政策によって、商業ブルジョアジーを育成することによって、他方では、「法服貴族」に代る中央任命の「地方総監」に、行政・治安維持、裁判の監督・徴税の任務を割り当てることによって。

加えて、三〇年戦争の戦費による財政圧迫は、王権に次のような行政改革を決意させた。新たに高等法院の官職を増やし、それを売却し、新旧の高等法院裁判官を半期ずつ交替で勤務させるというシステムだ。王権にとって増収となるこの「半期勤務制」は、旧来の「法服貴族」にしてみれば、その官職価格の急落を意味した。

王権を支える二大勢力を没落させることによって、王は絶対君主へと変わり得る。

ふくらむ常備軍と官僚の費用はますます国庫を圧迫し、宰相マザランは、さらに官職の増設・貴族の世襲領地への課税を含む財政勅令を準備し、高等法院に登記させようとした。加えて、売官制公認の代償として、官職保有者の俸給を四年間支払わないとする勅令が高等法院に届くや、フロンドの乱が始った。

フロンドの乱が掲げた要求「王国改造計画」は、①地方総監をはじめとする国王から任命される官僚の廃止、②直接税(タイユ)の減税と徴税請負の廃止、③今後、あらゆる課税と新官職の設置は最高諸院(租税院、会計院、大評定院など)の審査・議決なしには行えぬようにすること、であった。この「王国改造計画」は「法服貴族」の特権を新興の大商人・金融業者から守ろうとしたのに他ならない。

この内乱の途上で旧貴族は、スペインの支援をおおごうとするようになり、新旧貴族間の対立から「法服貴族」は王権に対して休戦を申し入れることになった。しかし、フロンドの乱は地方に波及し、各地方の高等法院は反税という点で民衆と手をつなぎ、旧貴族は

高等法院と対立しながらも王権にも組み込まないという対立・抗争がくりひろげられた。

この新旧貴族の対立は、結局、反王連合戦線を形成できず、フロイドの乱は平定され、地方総監による統治という新しい官僚支配が確立される。この中央集権化された地方支配体制の下で、ルイ一四世の絶対主義時代がやってくるのである。

クロムエルが軍隊に「精神」

これに対してイギリスではどうだったであろうか？

イングランドでは、大封建領主が赤バラ・白バラ両派に分れて相互に殺し合いを演じたバラ戦争が終り、戦場で即位したヘンリ七世によってテューダー王朝が開始する。ヘンリ七世は、封建家臣団を解体し、特定商人を保護するなど、絶対主義の確立へむけた基礎固めを行った。次のヘンリ八世の離婚問題はイギリス国協会をローマ教皇から独立させることになった。これはイギリスが外国勢力の権威から解放されたことを意味している。

エリザベスの時代に至って、スペインの無敵艦隊を撃破し、制海権を握ったことは、その後の一大植民地国家への出発点となった。

この時代に、毛織物工業、製鉄、火薬、石けん、製紙などの新興産業も発展をとげた。

しかし、絶対主義の宮廷は、火の車であった。王領地の五分の一を売り払い、新興産業にも独占権を設定しては、とりまきの廷臣や、大商人に売払った。

エリザベスの治政末期には、早くもこの独占権の設定に反対する議会と絶対君主の対立が鮮明化する。絶対君主が封建貴族を打倒して統一国家をつくる場合、地方行政を誰にゆだねるかがその国の性格を決定づける。

フランスでは、剣の貴族・法服貴族の対立を利用し、国王直轄の地方総監による支配によって、ルイ一四世は、「絶対」性を手に入れた。イギリスでは、絶対君主は、各州の土着のジェントリから治安判事を任命し、地方行政をゆだねた。彼らは無給でその任につき、絶対主義の機関として働いた。絶対王制の安定は、このジェントリ層の動向にかかっていた。困り込みの禁止等の経済統制は、このジェントリ層の利益に反したため、失敗に終ることになる。

彼らは、地方行政を担っただけでなく、庶民院でも多数議席を占め、事あらば、絶対君主の横棒を規制し得る立場にあった。こうした中で、エリザベスの後、スコットランド一世は、「王権神授説」をふりかざして、議会との対立を激化させる。次のチャールズ一世の治世に、この対立は爆発する。

チャールズ一世は、議会の同意を得ずに課税をつづけ、強制公債をわりあてた。国民の不満はつゆり、チャールズ第三議会では、国王に対する「権利請願」を提出する。この請願を受け取った国王は、議会を解散してしまい、以後一年間も議会を開かず、絶対的な支配者として君臨した。絶対主義支配の永続を不可能にしたのは、宗教改革である。

イギリスの宗教改革は、国王の離婚をめぐるローマ教皇との対立という形で、上から進められたのであり、政治が先行し、教義上の改革は不徹底であった。このため、国教会内部に残存するカトリックの残滓を一掃して、「清らかな教会」をめざす人々が増えてきた。

この人々は「ピューリタン」と呼ばれ、王権との衝突の過程で、国教会にとどまらず内部分から改革をすすめる人々と、国教会からとび出して自分たちだけの教会を作ろうとする人々に分れた。後者は、弾圧を逃れ、メイフラワー号でアメリカへ渡った。

イングランドに残るピューリタンの増大に対し、イギリス国教会を軸にした秩序を守るため、カトリシズムに近いカンタベリー大主教ウィリアム・ロードが起用された。

ロードは国教会の寺祿のピューリタンによる買取りを禁じ、すべての聖職者に忠誠の誓約を迫り、拒否する者は耳そぎ、鼻そぎの刑に処した。又、「遊びの書」を教会で朗読させ、ピューリタンの禁欲主義に水を差した。

ロード・チャールズ一世の弱点もやはり財政問題であった。議会を開かないのであるから議会の承認を必要としない課税を続けねばならない。トン税・ポンド税などの関税強化・独占権の売却、さらには従来海港都市にだけ課せられていた船舶税を全国にひろげて課税した。船舶税にジョン・ハムデンというジェントリの支払拒否事件がおこった。裁判では国王側の勝利となったが、以後、税支払拒否の波が全国にひろがった。

この様な折も折、ジェームズ一世以来、イングランドと連合王国となったスコットランドに、ロードが押しつけたイギリス国教会制度に反発して、エディンバラで暴動が起き、その上、戦争準備さえ始まった。こうして、そうでなくとも窮迫するチャールズ一世の財政に、戦費の重圧が加わるようになった。資金を外国から借りる交渉も不調に終り、残るは、議会を開き、その協賛を得る以外にないところに追いつめられた。

一年ぶりに開いた議会で国王はスコットランドとの戦費のための臨時課税を認めるよう要求した。しかし、議会に集まるジェントリたちは応ずるはずもなく、逆に反対派の指導者ジョン・ピムは「苦情のカタログ」と呼ばれた演説で一年間の無議会専制政治の暴政を攻撃した。国王は、わずか三週間でのこの議会を解散した。議会を解散した以上、戦費は他に求めざるを得ない。しかし、国王から借金の申入れを受けたロンドン市も拒否回答によって絶対王制との結びつきをたち切った。こうして金策に苦慮している間に、スコットランド軍は国境を越えて侵入して来た。このため、国王は多額の賠償金支払を約して和を結ばねばならなかった。この支払いのため、再び議会を開かねばならなくなった。総選挙を経て成立した今度の議会は一三年間も続き、長期議会と呼ばれた。

議会は、攻勢に出た。まず政治犯を釈放し、専制の責任者としてロードとストラッドフォードを逮捕、後者を処刑した。また、独占から受益していた議員を追放した。さらに、恣意的課税の廃止、暴力措置たる特別裁判所の解体を行い、さらに無議会政治の再発を防ぐため、議会は少くとも三年に一度は開かねばならず、またみずからの同意なしには解散できないことになった。要するに、絶対主義の諸機関を破壊した。このような絶対王政の否定がほとんど反対する者もなく可決・成立した。

国王の権力を制限する点について、議会は団結することができた。ところが、宗教の問題が加わってくると、分裂してしまう。「国教会廃止法案」は棚ざらしとされた。議会の分裂を見て取った国王は、スコットランドに旅立ち、かの地から国教会擁護の手紙を議会宛てに送付した。議会の国王に対する不信は高まり、緊迫した関係となった。

このような折も折、アイルランドで反乱がおこり、イングランド人多数が虐殺されたとのニュースが届いた。議会は国王の承認を得ることなく、カトリック勢力に対する派兵を決議した。同時に、チャールズ一世の悪政をあげてきた「大抗議文」二〇〇条を準備し、過半数をわずかに超える程度ながら、可決した。ロンドンに帰って「大抗議文」を受け取った国王は、逆に、議会の指導者ジョン・ピムの逮捕にふみ切るが、まんまと逃げられてしまふ。もはや、国王と議会との関係は武力を用いる外ないところまで達した。

早速、議会は「民兵条例」を發布して、各州の自衛組織たる「民兵隊」を議会の支配下におこうとした。逆に国王も、召集令状を出し、国王軍の編成にとりかかった。内乱の当初は国王軍が優勢に闘いを進めた。議会軍は素人の寄せ集めであり、民兵隊は州の自衛軍という性格上、州境を出て動員することができなかったからである。この議会軍を改組したのがオリヴァ・クロムウエルである。クロムウエルは、軍隊に「精神」を与えた。兵士達には携帯用の聖書が配られ、戦闘のあいまに読ませた。敵將リユバートは「たたいても、こわれない、鉄の側面をもっている」つまり、アイアン・サイズ、「鉄騎兵」と評した。

戦闘の過程で議会軍側指導部は、闘い続けることを欲せず、国王側と和を結ぼうとする傾向が強まった。国王軍を粉砕するためには議会軍側の指導部を変える必要があった。このため、議員を軍職から分離し、又、議会軍を改組して、地方組織を捨てたニュー・モデル（新式）軍をつくり出した。この改革によって議会軍は劣勢から攻勢へと転じ、ついにチャールズ一世はスコットランド軍へ投降し、内乱は終結した。

チャールズ一世の処刑

内乱の終結は、議会側の内紛の始まりともなった。議会は、軍指導部の発言権増大をおそれ、軍の解散を画策する。給与は遅配となり、兵士達が立ち上り始めた。兵士達の間に平等派の主張が浸透し始めた。兵士達の独走を許せば、士官達の利益、つまり、絶対主義を否定し、土地をもつものの利益を守れなくなる。だが、議会指導部に、軍の分裂を見せれば、絶対主義への復古が待っていることになる。士官側は、兵士の説得につとめるが、不可能と判断するや、力づくで兵士側を押しさえた。危機が迫ったからである。

軍隊の分裂を見てとった議会指導部は、国王側と交渉を始めた。軍は、これらの議員を追放し、一六四九年一月三〇日、チャールズ一世を処刑した。

ここにイギリス絶対王制は終止符を打つことになる。イングランド革命は、その後、クロムウエルの独裁へと進むが、クロムウエルの独裁もまた財政難から破綻をきたす。そのため、結局、ジェントリ側と国王側の妥協によって、制限された王制復古へと進むのである。フランスとイギリスの絶対主義の違いは、現在を闘う者にとっても、教訓に満ちたテーマであると思う。

(F)

誌代値上げのお願い

「旬刊社会通信」は一九八一年一月より、月決め四百円（半年分二千四百円、年間四千八百円・郵送費含）で、過去十年間、定価を改訂することなく、皆さまのお手元にお届けしてまいりました。ひとえに読者の皆さまのご支援・ご鞭撻のたまものと心から感謝申し上げます。

十年間も値上げをせずにやってこれましたのは奇跡に近い状況ですが、いよいよそれも限界に近づいてまいりました。この十年間の物価の値上がりはたいへんなものです。三種郵便料の値上げ、紙代、印刷費、そして昨年四月からは消費税の導入で諸経費は高騰しております。

社会通信社ではこれまでさまざまな努力をつうじ、価格維持に努力してまいりましたが、月決め四百円でお届けすることは困難となりました。そこでたいへん不本意ではありますが、九〇年六月より月決め五百円（半年三千円、年間六千円、郵送費含）に定価を改訂させていただきます。編集部一同、誌面の改善に全力をつくす所存です。なにとぞご了承たまわりますようお願い申し上げます。